

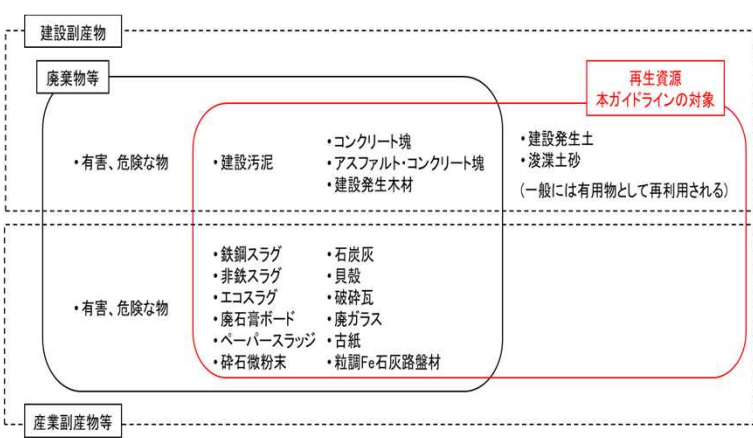
■「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン」の変遷

- 平成13年3月 : 平成12年の「建設リサイクル法」、「グリーン購入法」制定等が契機に、建設副産物の再資源化等の推進が目的に、「港湾・空港等の整備におけるリサイクルガイドライン(国土交通省港湾局・航空局)」を策定。
(参考)技術開発等の推進の観点から「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針(H16.3)」策定
- 平成27年12月 : 実務者に対して解りやすく使いやすいものとするため、リサイクルガイドライン及びリサイクル技術指針を全面的に見直し、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)」として統合。
- 平成30年4月改訂 : フェロニッケルスラグのコンクリート用粗骨材としての用途拡大を踏まえたJIS規格の拡充等を踏まえ、当ガイドラインにおける技術評価情報を更新。
- 令和5年10月改訂(今回) : 新たなリサイクル材料の追加掲載、コンクリート塊等の利用実績増加を踏まえた技術評価情報の更新

※港湾の施設の技術上の基準・同解説や港湾工事共通仕様書において参考文献として掲載されており、港湾・空港等工事の実務者を中心に広く活用

■リサイクルガイドラインで対象とするリサイクル材料

＜リサイクルガイドラインで対象とするリサイクル材料の分類＞



＜追加掲載リサイクル材料の例＞

【ガラス発泡リサイクル資材】
 ・ガラス瓶など廃ガラスを粉砕・焼成発泡させることで製造される多孔質で軽量なリサイクル材料



※その他の追加掲載材料：再生石膏粉、ガラス再生資材、ペーパーズラッジ、ペーパーズラッジ焼却灰(PS灰)、古紙、砕石微粉末、粒調Fe石灰路盤材

■R5.10リサイクルガイドライン改訂のポイント

- 新たなリサイクル材料(8種)の追加
- リサイクルガイドラインに掲載済の材料の実績評価・総合評価*の見直し
- リサイクル材料の適用事例の追加

*: 品質性能及び利用実績の両面からみた各リサイクル材料の利用可能性の目安を示すもの